

建設部

建設委員会

【議案(予算)関係資料】

(当初予算関係・当日配付)

2月18日提出

令和7年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（当日配付資料）

令和7年2月18日
建設部

建設委員会・分科会
【当初予算関係】

○ 港湾空港課 クルーズ列車の運行終了について . . . 3

クルーズ列車の運行終了について

1 背景

平成29年度、県、秋田市及びJR東日本秋田支社が、秋田港駅から秋田駅までのクルーズ列車の運行を開始した。

このうち、JR貨物が鉄道施設を所有する秋田港駅から土崎駅までの奥羽線（土崎・秋田港）においては、令和3年3月に、経営的な判断により貨物輸送を終了している。

JR貨物は、令和8年3月まで鉄道施設を維持し、貨物輸送終了後もクルーズ列車の運行に協力するとしている。

令和8年4月以降の対応について、関係者の意見等を確認しつつ、県、秋田市及びJR東日本秋田支社が協議の上、今後の方針を決定した。

2 課題

(1) 運行を継続する場合

①設備投資等の負担

- ・鉄道施設の取得や設備の更新等、多額の初期費用
(約8億円)
- ・鉄道施設の保守点検等、年間の維持管理に多額の費用
(約7千万円/年)
- ・鉄道施設の全面的な更新又は撤去に係る将来的な負担

②人員等の確保

- ・運行時の安全確保等に必要な人員及び車両の確保
(1月当たり、4日程度の運行が限度)

【参考】2025年の寄港回数とクルーズ列車運行回数(1月21日時点の予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
寄港回数	15	3	1	1	2	4	4	4	34
うち、概ね2千人以上及び国内船	11	1	0	1	2	3	3	3	24
クルーズ列車運行回数	3	1	0	1	0	3	3	3	14

(2) 運行を終了する場合

①二次交通の確保

- ・輸送能力が低下するため、代替となる貸切バスの手配

3 関係者への説明及び意見交換の状況

クルーズ船社やランドオペレーター^{*}等との意見交換を実施するとともに、あきたクルーズ振興協議会等の受入関係者からの意見を確認した。

また、クルーズ列車利用者へのアンケート調査を実施し、利便性等に関する意見を確認した。

(1) 船社等及び受入関係者の主な意見

- ・話題性があった一方で、利便性は高くない。
- ・多額の費用を要するのであれば、廃止もやむを得ない。
- ・クルーズ列車運行のために多額の費用をかけることについて、県民の理解は得られないのではないか。
- ・仮に、クルーズ列車の運行が終了した場合は、シャトルバスを増やして対応する。

(2) 利用者へのアンケート結果

- ・便利だと回答する人がいる一方、待ち時間が長いことを理由に不便だと回答する例もあった。
- ・仮に、クルーズ列車の運行がない場合、回答者全員がシャトルバスやタクシーを利用して観光する考えであった。
- ・クルーズ列車への支払い意思額の上限は、片道100～600円であった。

4 関係者間の合意

クルーズ列車の運行を継続又は終了する場合の課題の検討結果や、クルーズ船社や受入関係者の意見を踏まえた上で、県、秋田市及びJR東日本秋田支社の三者が協議を行い、令和8年3月で運行を終了することを合意した。

(1) 合意の経緯

1月29日 県、秋田市及びJR東日本秋田支社
による三者協議
2月5日 JR貨物を含めた四者協議

(2) 運行を終了する理由

①多額の維持管理費等

・運行を継続する場合は、多額の維持管理費を要するほか、運行会社による人員や車両の確保が困難であり、クルーズ船寄港の都度、運行することができない。

②関係者の理解

・運行を継続する場合の課題について、クルーズ船社やあきたクルーズ振興協議会等の多くの関係者から理解が得られた。

③代替手段の確保

・クルーズ船社やランドオペレーター*との意見交換において、仮に、クルーズ列車の運行が終了した場合は、貸切バスを増やしてシャトルバスを運行する考えであることを確認した。

5 今後の対応

(1) クルーズ列車の運行終了に関する周知

- ・クルーズ船社やランドオペレーター*に周知する。
- ・あきたクルーズ振興協議会等、受入関係者に周知する。

(2) 二次交通の確保

当面、クルーズ船社等は、貸切バスを手配してシャトルバスを運行する考えを示しているが、二次交通の確保は重要な課題であることから、次の取組を実施していく。

①二次交通確保支援（令和7年度新規事業）

- ・鉄道の利用を促すため、最寄りの土崎駅までのシャトルバスを運行する船社等への支援を実施する。

（支援の要件（案））

- ・土崎駅までのシャトルバスを運行すること
- ・乗客定員2千名以上の客船
- ・秋田港へ5回以上、寄港する場合 など

②路線バスを貸切バスとして使用

- ・路線バス運行事業者及びランドオペレーター*等と協議し、貸切バス（シャトルバス）としての活用の可能性について検討を行う。

※ランドオペレーター

クルーズ船社等からの依頼を受けて、移動手段、食事及びガイド等を予約・手配する専門の旅行会社

【参考資料】クルーズ列車 全体図

